

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生活安全課
処分の名称	交通安全指導の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市交通教育センター条例第7条第1項第1号
基準規定	周南市交通教育センター条例第7条第2項
審査基準	<p>周南市交通教育センター条例第7条第2項、第3項、第8条 (許可事項) 第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) センターの設置の目的に反して使用するおそれがあるとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (3) 施設、設備、備品その他の物を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるほか、センターの管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。 <p>3 指定管理者は、第1項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。 (使用の制限等)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限し、停止し、若しくは禁止し、又は前条の許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) センターの管理上必要があると認めたとき。 (2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3) 指定管理者の指示に従わないとき。
標準処理期間	7日
備考	